熊本県北地域 災害に強い地域づくり協議会規約 (案)

(設置)

第 1 条 水防法(昭和 24 年法律第 193 号) 第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく大規模氾濫減災協議会として、「熊本県北地域 災害に強い地域づくり協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、近年において、平成27年9月関東・東北豪雨などの 大規模洪水が各地で多発していることを踏まえ、熊本県北地域の関係機 関(市町、県、国等)が連携・協力して、減災のための目標を共有し、 ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、<mark>熊本県 北地域</mark>において洪水氾濫等が発生することを前提として、社会全体で常 に災害に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(組織)

- 第3条 協議会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。
 - 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 3 事務局は、第1項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会)

- 第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。
 - 2 幹事会は、別表2に掲げる職のある者をもって構成する。
 - 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策 等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報 告する。
 - 5 幹事会は、第2項によるもののほか、構成員以外の者を幹事会に出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第5条 本協議会の事務局を菊池川河川事務所及び<mark>熊本県土木部河川港湾局</mark> 河川課に置く。

(協議会の実施事項)

- 第6条 協議会は、水防災に関する取組を先進的に行い、水害をはじめとした災害対策全般にも適用できる減災対策を検討するため、次の各号に 掲げる事項を実施する。
 - 1 洪水浸水想定等の災害リスク情報を共有するとともに、各構成員が それぞれ連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について 共有する。
 - 2 円滑かつ迅速な避難、的確な防災活動及び災害に強い地域づくりを 実施するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をま とめた取組方針を作成し、共有する。
 - 3 毎年、協議会を開催するなどして、取組方針に基づく対策の実施状況を確認し、必要に応じて見直しを行う。
 - 4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議 内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告すること

により公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。 ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料については、協 議会の了解を得て公表しないものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に 関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年6月28日から施行する。

本規約は、平成30年4月25日から改正施行する。

本規約は、令和3年5月24日から改正施行する

本規約は、令和4年5月27日から改正施行する

別表1

熊本県 危機管理防災課長

熊本県 河川課長

熊本県 県央広域本部土木部長 熊本県 県北広域本部土木部長 熊本県 玉名地域振興局土木部長 熊本県 鹿本地域振興局土木部長

気象庁 熊本地方気象台長

国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所長

別表2

玉名市 防災安全課長 山鹿市 防災監理課長 菊池市 防災交通課長

熊本市 危機管理防災総室副室長

熊本市 河川課長

荒尾市 防災安全課長

玉東町 総務課長 和水町 総務課長 南関町 総務課長

長洲町 総務課長

合志市 交通防災課長 大津町 防災交通課長

熊本県 危機管理防災課 課長補佐

熊本県 河川課 課長補佐

熊本県 県央広域本部 土木部工務管理課長 熊本県 県北広域本部 土木部技術管理課長 熊本県 玉名地域振興局 土木部工務課長

熊本県 鹿本地域振興局 土木部維持管理調整課長

気象庁 熊本地方気象台 防災管理官

国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所 技術副所長